

令和8年1月

学校長先生
社会科ご担当先生

東京書籍株式会社
編集局社会編集部

令和7年度用中学校教科書「新編 新しい社会 公民」
(2 東書 公民 002-92) に関するお知らせ

謹啓 平素より格別のご厚情を賜り、心よりお礼申しあげます。

さて、弊社発行の令和7年度に供給された中学校教科書「新編 新しい社会 公民」(2 東書 公民 002-92)に、説明が不十分な記載がございました。誠に恐縮ではございますが、当該箇所につきまして、ご指導の際にご留意いただきますようお願い申しあげます。

謹白

『新編 新しい社会 公民』訂正表

| ページ | 箇所 | 原文 | 訂正後 |
|-----|-----|---|---|
| 107 | 資料4 | 裁判員と裁判官は評議室で評議し、評決します。意見がまとまらない場合は多数決で決定しますが、多数の側に裁判官が一人以上ふくまれている必要があります。 | 裁判員と裁判官は評議室で評議し、評決します。意見がまとまらない場合は多数決で決定します。 <u>有罪とする場合</u> 、多数の側に裁判官が一人以上ふくまれている必要があります。 |